

横浜市川づくりコーディネーターの登録等に関する要綱

制定 令和2年3月30日
最近改定 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、生物多様性に配慮した河川環境の改善・保全を図るための市民協働による川づくりにおいて、横浜市川づくりコーディネーター制度要綱（以下「コーディネーター要綱」という。）に定める川づくり支援を行うにあたり、川づくりを行うもの（以下「実施者」とする。）と横浜市との間を取り持ち、川づくりについて専門的な立場でアドバイスを行う川づくりコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の登録・派遣に際し必要な事項を定めることを目的とする。

(コーディネーターの活動内容)

第2条 コーディネーターは、市民協働による川づくりを推進するために、河川等の利活用、自然環境及び法令等、専門的な立場からアドバイスを行う役割を担うものとする。なお、専門的な立場からアドバイスを行うため、博士（工学）、技術士等の資格を有していることが望ましい。

(募集する人材)

第3条 市長は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者をコーディネーターとして登録することができる。

- (1) 横浜市川づくりコーディネーター制度の趣旨を理解し、その目的に賛同する者
- (2) 専門的技術・経験をもとに公平・公正な立場でアドバイスを行うことで、治水と環境のバランスに配慮した川づくりに協力できる者
- (3) 河川管理者や河川に関心のある市民・河川愛護団体等との円滑なコミュニケーションを図り、河川及び水路の水辺環境の改善等の促進に取り組める者
- (4) コーディネーターとして活動する際に必要なPCスキル（電子メールでのやりとり、ワード、エクセルでの資料作成等）を有する者

(活動場所)

第4条 コーディネーターの活動場所は、横浜市下水道河川局河川部が管理又は施工・維持を所管する河川（河川法が適用又は準用される河川）及び水路とする。

(登録申請)

第5条 コーディネーターの登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川づくりコーディネーター登録申請書（第1号様式）、川づくりコーディネーター登録シート（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(審査)

第6条 市長は、前条による登録申請があったときは、別表に掲げる選考委員に審査をさせ、コーディネーターの登録をするか否かを決定する。

- 2 選考委員は、申請者に対し一次審査を行うものとする。なお、一次審査は書類審査によるものとする。
- 3 選考委員は、一次審査を通過した申請者に対して最終審査を行う。なお、最終審査は面接審査によるものとする。

(審査結果の通知)

第7条 市長は、前条による審査の結果について、申請者全員に対し、川づくりコーディネーター一次審査結果通知書（第3号様式）により通知するものとし、一次審査を通過した申請者全員に対し川づくりコーディネーター最終審査結果通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(登録)

第8条 市長は、第6条により申請者を川づくりコーディネーターとして登録することを決定したときは、申請者を川づくりコーディネータリストに登録する。

2 川づくりコーディネータリストは、登録されたコーディネーターに係る川づくりコーディネーター登録シート（第2号様式）と併せて、本市ホームページにより公表する。

(登録期間)

第9条 前条の登録の有効期間は、登録日から3年後の日が属する年度の末日までとする。

(登録に係る費用)

第10条 登録にあたり登録費は不要とする。ただし、応募にあたっての一切の費用等は申請者の負担とする。

(登録内容の変更)

第11条 コーディネーターは、川づくりコーディネーター登録シート（第2号様式）に記載した内容に変更が生じた場合には、速やかに川づくりコーディネーター登録内容変更届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(再登録)

第12条 コーディネーターは、第9条により定める登録期間の満了後も継続して登録を希望する場合、川づくりコーディネーター登録申請書（第1号様式）を登録満了日の1か月前までに提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき川づくりコーディネーター登録申請書（第1号様式）が提出された場合、選考委員に書類審査を行わせ、適当と認められる場合、第6条第3項に定める面接審査を行わず、登録満了日の翌日を登録日として川づくりコーディネータリストへ再登録することができるものとする。

(登録取消)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、コーディネーターの登録を取り消すことができる。

- (1) コーディネーターから登録の取消について川づくりコーディネーター登録取消申請書（第6号様式）により申請があったとき
- (2) コーディネーターがこの要綱に定める事項に違反したとき
- (3) コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき

(登録取消の通知)

第14条 市長は、前条によりコーディネーターの登録を取り消す場合、川づくりコーディネーター登録取消通知書（第7号様式）により当該コーディネーターに対し通知するものとする。

(コーディネーターの派遣)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、コーディネーターを派遣することができる。

- (1) 実施者からコーディネーターの派遣の希望があり、コーディネーターの派遣が必要と判断した場合
 - (2) 横浜市が必要と認める場合
- 2 派遣するコーディネーターは、これまでの川づくりにおける実績と実施者が希望するコーディネーターを参考に決定する。
- 3 コーディネーターの派遣形態は対面又はWEB会議によるものとする。

(派遣の通知)

第16条 市長は、前条によりコーディネーターを派遣することを決定した場合、当該コーディネーターに対し、川づくりコーディネーター派遣決定通知書（第8号様式）により通知を行う。併せて、前条第1項第1号による派遣の場合、コーディネーター要綱に基づき実施者から提出された川づくりコーディネーター派遣依頼書の共有を行う。

(実施計画書の提出)

第17条 派遣されるコーディネーターは、実施者が実施したい川づくりの内容を踏まえ、派遣前に実施計画書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(派遣先での活動)

第18条 派遣されるコーディネーターは、前条により作成した実施計画書に基づき、川づくりにおいて、専門的な立場でアドバイスを行うものとする。

(実施報告書の提出)

第19条 派遣されるコーディネーターは、派遣先での活動の後、30日以内に実施報告書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(報酬の支払い)

第20条 市長は、前条により提出された実施報告書を確認したのち、報酬を支払うものとする。

2 報酬は、1回の派遣に対して支払うものとし、1回の派遣には実施計画書の作成、派遣先での活動、実施報告書の作成、通信費及び交通費を含むものとする。

(担当窓口)

第21条 この要綱に定める事項についての事務は、下水道河川局河川部河川流域調整課が行う。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は下水道河川局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年2月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 選考委員

委員長	下水道河川局	河川部長
委員	下水道河川局	河川部 河川流域調整課長
	下水道河川局	河川部 河川流域調整課 企画担当係長